

## 国立大学教育研究評価委員会（第25回）議事録

1. 日 時 平成22年6月30日（水） 13:30～15:30
2. 場 所 学術総合センター 1113・1114会議室
3. 出席者  
(委員) 池田委員, 梶山委員, 金田委員, 北原委員, 木村委員, 神津委員,  
児玉委員, 五味委員, 齋藤委員, 鈴木委員, 丹保委員, 中里委員,  
中洩委員, 中野委員, 橋本委員, マルクス委員, 平松委員, 廣部委員,  
前原委員, 松岡委員, 馬渡委員, 牟田委員, 和田委員  
(事務局) 平野機構長, 岡本理事, 福島理事, 川口特任教授, 河野評価研究部長,  
武市客員教授, 鷺山客員教授, 小杉評価事業部長,  
高瀬評価第2課長 外

### 議 事

- (1) 国立大学教育研究評価委員会専門委員の配置について
- (2) 「第1期中期目標期間における教育研究の状況の評価結果の確定」における運営小委員会及び意見申立審査会の取り扱いについて
- (3) 国立大学教育研究評価委員会の今後のスケジュールについて
- (4) その他
  - ・ 委員会委員、事務局人事異動の紹介。
  - ・ 第24回の議事録案が承認された。

(○：委員、●：事務局)

○委員長 国立大学教育研究評価委員会第25回を始めさせていただきます。

それでは、議事に入ります。平成20年度に暫定評価を実施し、実質、本体部分につきましては大体終わりました、残りの部分についての期間を含めた評価をしたところで第1期の評価が終わるわけですが、その最後の仕上げの部分について、終わるのは何月ですか。

● 年明け1月です。

○委員長 第1期中期目標期間の評価作業の終了期限は今年度いっぱいですか。

● ほぼ今年度いっぱいとなっております。

○委員長 そうですか。今年度は残りの追試験をやるようなものでございますが、手を抜かずに最後まできちんとできたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

更には4月28日だったそうでございますが、例の行政刷新会議から色々な意見があったようで、後ほどまた事務局から説明をしていただいて、ご意見をいただければと思います。評価結果を確定するという最後の詰めがございますので、今日はそれを中心にご議論いただけたらと思っております。評価体制については3月の国立大学教育研究評価委員会第24回で基本的には大体の方向を固めていただきました。本日は最後の詰めを行う国立大学教育研究評価委員会専門委員の候補者名簿等について、ご審議いただきます。詳細につきまして事務局より説明してください。

● それでは、机上資料1、机上資料2をご覧ください。この机上資料「国立大学教育研究評価委員会専門委員候補者名簿」につきましては、3月に行われました国立大学教育研究評価委員会第24回においてご承認いただきました第1期中期目標期間における教育研究の状況案の評価結果の確定の実施体制に基づきまして、大学評価・学位授与機構の方で専門委員を選考しまして、丹保委員長の指名により、達成状況判定会議については机上資料1の1ページと裏面2ページにご担当いただくグループ、それから現況分析部会につきましましては、3ページ、4ページのとおり、ご担当いただく学系部会を決めさせていただいております。委員名の前に二重丸を付させていただいておりますが、達成状況判定会議においては、二重丸はグループリーダー、それから、現況分析部会におきましては、二重丸を付している委員の方が部会長、丸を付させていただいている委員の方が副部会長ということになっております。

それから、3枚目の机上資料2であります。研究業績水準判定専門委員の方々となっております。達成状況判定会議と現況分析部会の評価者の先生方に対しましては、今回実施します第1期中期目標期間の教育研究の評価結果の確定作業を円滑に行っていただくために、参考1の資料のとおり、評価者説明会を6月3日と6月14日に実施させていただいております。評価者の先生方はご多忙の中、多数ご出席いただきまして、達成状況判定会議では37名の専門委員が出席、1名が欠席、現況分析部会につきましては、33名の先生方に出席していただき、4名の先生が欠席という状況になっております。

なお、欠席されました評価者の先生方に対しましては、個別に説明に伺って、今回の作業内容等をお伝えしているところであります。

なお、机上資料につきましては、本委員会終了後に回収させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 委員会の名簿は全部が終わった時に公表されることになっておりますので、その間は伏せておくことが約束でございます。この資料は置いて帰っていただくということを今、お願いいたします。達成状況判定会議、それから現況分析部会は大先生ばかりでございまして、大変な方をお願いすることになっております。それにもかかわらず、説明会にはほとんどの先生が出席していただきました。これもまた稀有に近いことでありがたいことだと思っております。ほんとうにどうもありがとうございました。場合によっては、委員のご都合等により、若干の入れ替えが発生するかもしれません。その時は私にお任せいただいて、また後ほどご報告するということがご了承いただけたらと思っております。よろしゅうございませうか。もし、このメンバーのリストの作り方等についてご意見がございましたら、頂戴したいと思います。いかがでございませうか。

ご承認いただいてよろしゅうございませうか。ありがとうございました。

それでは、国立大学教育研究評価委員会専門委員につきましては、この配置で最後の1年を進めたいと思います。

続きまして、資料2「『第1期中期目標期間における教育研究の状況の評価結果の確定』における運営小委員会及び意見申立審査会の取り扱いについて」、事務局から説明してください。

● ただいま丹保委員長からお話がありましたとおり、この運営小委員会につきましても、3月に行われました国立大学教育研究評価委員会第24回におきまして、第1期中期目標期間における教育研究の状況の評価結果の確定の実施体制の中で設置をお認めいただいているものであります。達成状況判定会議のグループ会議相互間、現況分析部会の学系部会間の調整を図るために運営小委員会は設置するという目的であります。

その構成する委員につきましても、こちらも丹保委員長の指名により決めさせていただいております。運営小委員会につきましては、主査は国立大学教育研究評価委員会委員長、副主査は、国立大学教育研究評価委員会副委員長とするということになってございまして、達成状況判定に係る運営小委員会には、主査、副主査の他に、8グループある各グループリーダーが加わりまして、合計10名で構成されるものであります。現況分析に係る運営

小委員会につきましては、主査、副主査の他に、10ある学系部会の部会長で構成されまして、合計12名ということになっております。開催予定時期につきましては、今年の1月29日から12月3日の間で1日開催しようというものであります。

評価対象大学等からの意見の申し立てを審議するための意見申立審査会につきましても、丹保委員長より本教育研究評価委員会の北原副委員長が指名されております。その他の委員の先生方につきましては、この教育研究評価委員会から3名、それから外部の委員4名で構成することにしておりますが、委員の先生方につきましては、後日丹保委員長より指名がなされることになっております。開催予定時期につきましては、来年の1月18日、もしくは19日で開催をさせていただきたいと考えているところであります。

以上です。

○委員長 運営小委員会というのは、それぞれのグループが議論していただいたものを横断的に調整する必要があった場合に開催する委員会でございます。従いまして、私と副委員長の北原先生、更に各グループのリーダーに加わっていただいて、それぞれの判断にもし何か偏りや、意見があったりした時には調整することにしたと思っております。これは前回の時にもそうさせていただきました。

それから、もし、各大学等からご意見があつて、色々なことを判定しなければならないことが起こった場合、前回と同様に、北原副委員長と意見の処理をする委員会を8名で設けます。その人選につきましては、北原先生とご相談して、後ほどご報告したいと思いますが、そんな運びで進めてよろしいでしょうか。

もし、特段のご意見がございませんでしたら、前回とほとんど同じ構造でございますが、進めさせていただきます。

それでは、3つ目の議題でございます。国立大学教育研究評価委員会の今後のスケジュールについて、事務局から説明してください。

● それでは、資料3になります。国立大学教育研究評価委員会の今後のスケジュールですけれども、右側に「評価結果の確定作業」という欄を設けさせていただいておりますが、ちょうど本日締め切りで、法人から実績報告書等が提出されるということになります。その後、7月から8月にかけて、達成状況判定会議、研究業績水準判定、現況分析部会の評価者の先生方が書面調査を実施していただくことになります。それで、9月に開催される現況分析部会、達成状況判定会議を経まして、法人に対して確認事項を照会させていただくことになっております。その後、法人への確認事項に対する回答が出てまいりま

して、10月から11月にかけて再度達成状況判定会議、現況分析部会の評価者の先生方が、評価結果、現況分析結果の原案を作成し、それぞれの会議において審議していただくこととなります。

その後、運営小委員会を経まして、12月に国立大学教育研究評価委員会第26回で評価報告書（案）を確定し、その後法人に対してその評価報告書（案）への意見申し立ての機会を与えるということになっております。

それから、年明けに意見申立審査会を開催しまして、国立大学教育研究評価委員会第27回で評価報告書を決定する予定になっております。

以上です。

○委員長 今、ご説明いたしましたように、来年の1月で仕上げなくてはいけないというスケジュールでございまして、途中資料を整理し、議論していただいて、12月に評価報告書（案）を確定し、平成23年1月には評価報告書の最終的な決定をするために、国立大学教育研究評価委員会を開きたいという計画でございます。このように進めようかと思っておりますが、何か御意見ございますでしょうか。

12月が実質、最終の議論の会議になると思います。1月は決定するという会議になりますので、長らくやりましたこの委員会の大きな詰めだと思っております。どうぞよろしく願います。

それでは、このように進めるということで、色々また調整もあると思いますので、事務局、よろしく願います。本日の議題はここまででございますが、その他で、行政刷新会議の事業仕分けについて、説明をしていただいてご意見を頂戴したいと思います。

● 参考資料2から4に沿って、順次説明させていただきます。参考資料2は、行政刷新会議による事業仕分けの結果について、内閣府の行政刷新会議ホームページから抜き出した資料でございます。本機構を対象とした事業仕分けは4月28日に行われまして、認証評価事業、本委員会ご担当の国立大学法人評価における教育研究評価、学位授与事業、この竹橋オフィスの11階のオフィスの運営、大学情報データベースの5事項が事業仕分けの対象となっております。

国立大学法人評価の事業仕分けの結果でございますけれども、資料の2枚目の裏のところにワーキンググループの評価結果が載っております。（2）で、「国立大学法人評価（中期目標期間の評価）における教育研究評価」について、「国が実施機関を競争的に決定し、事業規模は縮減。ガバナンスの強化・資金の流れを透明化」という評価結果となっております。

ます。

それから、その次の3枚目でございますが、仕分け人のとりまとめコメントが掲載されております。この中で国立大学法人評価につきましては、「当ワーキンググループとしては、国が実施機関を競争的に決定し、事業規模は縮減するとの結論とする。これは、当該事業を独占的に国が事業を実施する必要はないという趣旨であり、同じ趣旨で、他の法人で実施すべきという意見も多くあった。独立行政法人を含め、実施機関を競争的に決定し、資金の流れを透明化して、ガバナンスを強化すべきである」となっています。このとりまとめコメントだけを見ると、どれが決定事項で、どれが単なる意見なのか非常にわかりづらくなっております。他の法人で実施すべきという意見も多かったというのは、そういう意見もあったということでございますが、最終的な結論は恐らくその最後の1文でございます、「独立行政法人を含め」ということですので、当機構も含めて「実施機関を競争的に決定し、資金の流れを透明化して、ガバナンスを強化すべきである」というのが結論ではないかと思われます。必ずしも当機構が今後実施機関として競争に参加することまで排除する趣旨ではないと理解しております。この事業仕分けの結果を受けまして、どういう形でこれに対応し、どういう手続きを経て、いつごろ実施機関を決定していくのかという判断は、今後、文部科学省において国立大学法人評価委員会の意見なども踏まえて、一定の判断が示されるのではないかと考えております。当機構も第1期の評価を実施いたしまして、それなりの経験がありますので、そういう経験を踏まえて、どういう対応をしていくのかについては、今後、文部科学省とも相談をしていきたいと思っております。

本機構設置のワーキンググループにおきましても、4月以降、2回開催いたしまして、第2期中期目標期間の評価のあり方についてご検討をいただいていたわけでございます。こういう仕分け結果となりましたので、今しばらく文部科学省における判断、そういう状況を注視していきたいと考えております。その結果、更に検討を進めるべきということであれば、必要に応じて、ワーキンググループ等におきましてご検討いただき、また本委員会にもその判断をお諮りしたいと考えているところでございます。現段階ではまだ状況が非常に不透明ではっきりしておりませんので、第2期の評価方法についての検討は、若干中断という形になっているところでございます。

それから、本日会議の資料としてはお配りしておりませんが、この竹橋オフィスにつきましては、一部会議室の共用化を進めるということになっておりまして、この11階のフロアについて他の機関と共用で使うということになっていくのかなと思っております。

す。

それから、大学情報データベースにつきましては、ゼロベースで見直すという評価結果になっております。大学情報データベース自体につきましては、確定評価の作業にも活用しているところでございます。当機構としては非常に重要なものであると認識しておりまして、ゼロベースで見直して再構築をする方向で文部科学省とも相談をしていきたいと考えているところでございます。

以上が参考資料2の説明でございます。引き続き参考資料3に参りたいと思います。これは、「第2期中期目標期間における国立大学法人評価の改善点（案）」ということで、6月28日の国立大学法人評価委員会総会第35回に諮られた資料でございます。そこで了承されたということでございますので、この「案」は取れたと伺っております。

第2期中期目標期間の評価でございますけれども、(1)で、第1期において行っておりました「『暫定評価』は実施しない」とあり、「第2期中期目標期間終了後の平成28年度にのみ評価を実施する」という方針が決定されたということでございます。

それから、(2)では、「教育研究の中期目標期間評価を効率的に実施する」ということで、「中期目標の達成状況の評価は、現況分析の結果を十分に活用しつつ行う」とあります。これは第1期と同様でございます。それから、本機構が行っている「学部・研究科等の現況分析は、大幅に簡素化して、効率的に実施する」ということでございます。

その次に「例」として、「質の向上度の判定は、第1期末の現況分析結果と比較する」とあり、それから、「大学情報データベースや認証評価資料を活用する」ということになっております。基本的な方針はこれで決定されたということでございますけれども、より具体的な評価方法等については、今後更に検討が行われると伺っているところでございます。

それから、当機構の評価とは直接関係ございませんが、教育研究等の質の向上の状況についての年度評価を大幅に簡素化するという、業務運営・財務内容等の状況についても年度評価については大幅に簡素化して、3年終了時の評価のみ詳細な記載を求めるといふこととなり、現在のような形で行っている年度評価については、3年の終了時の評価で行うという方針が決められたということでございます。

この2枚目の参考資料は、1枚目と基本的には同じでございますけれども、第1期の成果と右の方に課題が書かれております。国立大学法人評価と並んで様々な評価が重層的に行われている状況の中で、評価作業への負担により教育研究に支障が出ており、評価全体

をもっと簡素なものとするべきという課題を踏まえて、このような改善を行うということでございます。その下に矢印が出ておりまして、「国立大学法人化後の現状と課題について（中間まとめ（案））（抄）」における、「国立大学法人評価について、第1期中期目標期間における実施状況を踏まえ、評価方法、対象、必要書類等の見直しを行う。その際、評価に係る事務負担の軽減に配慮する。」という中間まとめを踏まえて、今回の改善点を打ち出したという説明がございます。

その中間まとめにつきましての資料が、参考資料4でございます。これは、1月以降、関係者からのヒアリングと国立大学からの色々な意見聴取等を踏まえまして、文部科学省において国立大学法人のあり方の検証作業が進められておりまして、5月27日にその検証作業の結果として、「国立大学法人化後の現状と課題について（中間まとめ（案））」というものが公表されたところでございます。かなり厚い資料になりますので、評価の関連部分だけご紹介させていただきたいと思っております。20ページ目をご覧くださいと思います。

④として、中期目標・計画、評価についての現状と課題をまとめたものがございます。法人評価につきましては、「目標・計画の策定、評価、業務改善という仕組みの意義は法人内で認識されている」と記述がございます。また、「このような仕組みのメリットとして、明確な目標が見えるようになり、各教職員が目標達成に向けて努力している、評価制度は自らの活動を振り返る良い機会となっているなどの意見が寄せられている。一方、評価を伴うため、意欲的な目標や計画を掲げることを躊躇する、評価の事務が煩雑で費用対効果が低い、大学の教育成果を短いスパンで評価するのは困難などの意見も出されている」ともあります。これは一部の意見のようでございますけれども、そのような意見も紹介されております。それから、国立大学法人評価と並んで、学校教育法に基づく認証評価等々の「様々な評価が重層的に行われており、大きな負担になっているとの指摘も多い」という課題が書かれております。その最後に、「引き続きその簡素化を進めることなどは今後の課題と考えられる」として、評価の簡素化を課題として挙げているところでございます。

それで、21ページ以降で今後の改善方策が書かれております。22ページの(2)「ガバナンスの強化」の「ア. 国（文部科学省）における対応」の最初の項目で、法人評価の対応について「国立大学法人評価について、第1期中期目標期間における実施状況を踏まえ、評価方法、対象、必要書類等の見直しを行う。その際、評価に係る事務負担の軽減に配慮する。また、各法人に共通する法人の運営状況等の実態については、必要に応じ、中



期目標・中期計画の実施状況とは別に調査することも検討する。」との記述がございます。それから、次の項目には「国立大学法人法に規定する国立大学法人評価の他にも、国立大学法人に対して、制度上、実態上行われている様々な評価等を改めて整理し、多様な評価が機能するよう、評価の在り方及び評価を行う人材の育成等について検討を行う」という記述がございます。まだこれは「中間まとめ（案）」でございまして、関係団体や、当機構の機構長も含めて、文部科学副大臣からのヒアリングがございました。そういうものを踏まえまして最終的にまとめていくと伺っているところでございます。

○委員長 説明をいただきましたことが起こっているようでございまして、事業仕分けの議論の中でも国立大学法人評価をどうするかということもございます。認証評価と教育研究評価の棲み分けを明確に理解して議論していただいたかどうか分からないような気もしないでもないのですけれども、ご意見をまず承りたいと思います。

それから、国立大学の法人化を議論した大学の学長群というのは、北原先生と私どもがおそらく最後です。国立大学であった時代の最後の学長群でございまして、ずいぶん色々な議論をいたしました。その時の議論と、今、文部科学省でやっている議論の間はかなり乖離があるといえますか、時間の流れを感じます。これは、50年も60年も、場合によっては100年以上続いた国立大学が法人に移行する時に色々な議論があって、独立行政法人ではないということがかなり議論の中で出てまいりました。したがって、形式的には独立行政法人の中期目標期間の5年間で国立大学法人は6年間でやるということもあったのです。ただ、教育研究というのは、文部科学省は評価しない、もっと言えばできないということが基本にありまして、そのために教育研究評価の機関を作るという議論が起こったわけです。これは、国、行政が研究教育を評価しないということで、文部科学省にある国立大学法人評価委員会は評価はするけれども、それは大学評価・学位授与機構の評価を、もしくはこういう独立の機関からの評価を受けて全体の評価をするという議論が、かなり何回も繰り返し行われて、法人化に向かうことにおおよその納得をしたのです。私が総長時代でございますから、もう10年近く前の議論でございます。それは、この今の文部科学省の議論を見る限りにおいては、ほとんどきれいに消えてしまっております。これは現役の方々のご議論なさるわけですから、時間とともに消えてしまってもいいものかもしれませんが、さすが、少なくとも国立大学法人がきちっと議論をしてくれないと、この国立大学法人をスタートする時の大議論が何であったのかと思います。国の独立行政法人とは違い国立大学法人とは何だったかということは、このレポートの中ではきれいに消えてしまっ

ております。私自身としては若干、今昔の感に堪えない部分がございます。世の中動いておりますから、昔が良かったというつもりも全然ございませんし、文部科学省ができるのであれば、ストレートにやってもいいわけです。どういう機関でやるかという問題もまた考えればいいわけですし、これはちょっと真剣に考えておかなければいけないと思います。色々な議論をしてみられましたので、その間のことを思い起こしていただかないと、10年前の国立大学全部を挙げての議論が何だったのかと思います。当時は独立行政法人でもいいと言った、旧帝大を中心とした大きな大学がありました。絶対反対と言った地方大学が何十もありました。それは全く違う議論であったのですが、それを一つの独法のグループにしました。その中でこの評価というのがどういう位置にあるか、かなりデリケートな位置にあったはずでございますが、この文を読む限りにおいては、ほとんど私には感じられません。これをどう考えるかということは、事務局も機構長も気にしていただけるとありがたいと思います。

国立大学協会でその時の議論が何であったかをもう知っている学長は誰もいらっしゃいません。当時、学部長にもなっていたらっしゃらない若い先生方が、今、全部学長になっています。その時のことをどう見るかについては、日本の高等教育の10年、有馬先生から国立大学法人を作りたいと最初の一声を放って、オリンピックセンターに全員の学長が集められた時を思い出します。是非国立大学協会と連携を取って、間違いのないようにご議論を進めていただけるとありがたいというのが私の感想でございます。

ただ、事業仕分けに関しまして、認証評価については、前機構長の木村孟先生も私も、大学基準協会の評価委員を以前に務めて、こちらへやってきております。そちらで一緒に先生方もたくさんいらっしゃいます。ですから、大学基準協会も認証評価機関ですし、大学評価・学位授与機構も認証評価機関です。私も本機構の認証評価委員もいたしました。認証評価というのは、またちょっと違って複数の機関で行うものです。法科大学院については、また別の認証評価機関が設置されてきていますし、認証評価と教育研究評価というのは違う意味を持っているということも、クリアにした上でご議論を進めていただけないかなと思います。

他のご意見ございましたらどうぞ。

● 今、ご懸念いただいているところについて、私もよく理解をしているつもりであります。ちょうど私が名古屋大学の工学部長、研究科長をしている頃は、その議論を常に中でやり、国立大学協会の議論を聞きながらやっていた一人であります。特に、先生が仰る

研究を、国の行政から離れて自分たちが見ていけるような対応を取っていくのだということについては当然わかっているつもりであります。この間の中川副大臣とのヒアリングの場でもそういうことは説明しております。それから、この中間まとめの中において「費用対効果が低い」という文章だけが突然出てきております。これだけの専門の先生方がきちんと評価をしてくださるのは、私が名古屋大学の総長をやっていた経験からいたしまして、評価をいただいたものをいかにそれぞれの大学の中で改善に資していくかが非常に重要であります。上手く改善に資するかどうかによって、費用対効果の考え方、またその意味も全然違うということも含めて説明をし続けており、ここの中間まとめについては、私どもの方からも意見を出しております。今後とも機会を見ながら、常にこのようなスタンスで私どもは主張していきたいと思っております。この他にも、事業仕分けの評価結果に「国が実施機関を競争的に決定」ということが書かれているものですから、中川副大臣とのヒアリングの際に、大学評価・学位授与機構が教育研究評価の機関として今後受け入れられるかどうかは別にして、もし評価を任せるとしたら、どのように行うかというお話をしてまいりました。「事業仕分けの話がハレーション気味に動いております」と、弁解はしておりましたが、私も大変このあたりは危惧しているものであります。先生方のご懸念をよく理解した上で、今後とも努めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長 他にご発言があったらどうぞ。

○ 私は、今、独立行政法人の理事長をしまして、以前国立大学法人の学長をしておりましたので、ものすごい差があるのです。というのは、独立行政法人というのは、全く自由度がない。そういう意味で、私は独立行政法人の「独立」を別の名前に変えたらどうか、と思っております。今の独立行政法人は、提案はできるけれども、自律的、自立的に何もできないからです。その意味では国立大学はオートノミー（自立性・自主性）がありますから、その辺をいかに発揮するかをものすごく真剣に考えられた方がいいと思います。独立行政法人から見ると、国立大学法人は天国みたいなところなので、その辺を発揮できる仕組みを各大学は作られたらいいと思います。

○委員長 ありがとうございます。他にご発言ございますでしょうか。

● ご報告も兼ねてお話をさせていただきますと、今の認証評価と国立大学教育研究評価について、やはり受ける側も一部混同があるということがありまして、これについて私どもも、理解いただけるようにと説明をしながら動いているところではあります。

1つ認証評価だけに限ってお話をいたしますと、関係各機関とまた意見を交えながら、

同時に諮って進めていこうと思っておりますが、事業仕分けの方では認証評価については民間の意をとということになっております。今は2団体が育ってきているから、そちらで全て行えばよいと言われてはおります。しかし、一部の方からは、是非本機構で続けて欲しいという声もあります。その辺りを含めながら認証評価については鋭意検討していきます。機構の中では、昨年から色々と検討をし、特にプロジェクトチームを作り、学位授与事業及び評価事業について更に検討を進めております。また、先生方にお諮りし、ご意見を賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長 他にございませんでしょうか。どうぞ。

○ 大学評価・学位授与機構は独立行政法人なのです。国立大学法人は、まだ教育研究の独立を認められているわけですが、この大学評価・学位授与機構も、国の実施機関ということで、なかなか自由度が発揮できないところがあります。だからこそ私も、あるいは国立大学法人がサポートしてあるべき方向を提言していかないと、機構だけの力では、結局、文部科学省の言うことを聞かなければいけないという状況です。我々がみんなで国立大学を良くするような案を出して、政治または大臣にもわかっていただくような努力をしなければ、独立行政法人というのは限界があることを申し上げたいのです。

○委員長 これだけのメンバーが、一生懸命議論して評価を出したのに、文部科学省が配分する運営費交付金の差は、それほど大きいものではありませんでした。もっとも、そんなにでこぼこをつけたら、あんなに小さい予算ですからつぶれる大学がたくさん出ますから、それはまた困ることもあるのはわかります。評価を結果に反映させることの間でつなぎの役割をするのは我々の委員会ではなくて文部科学省の評価委員会だと思います。その予算を執行する文部科学省当局がどのぐらいの肝っ玉を持っているかというあたりをしっかりと見ておかないと、国立大学の危機だと思います。度胸を持ってくれと言って、ある大学をつぶされても困ると思いますけれども、これも機構長、お伝え下さるようよろしくどうぞお願いします。

他にご発言ありますでしょうか。

○ この議論はどこに、どのように生きる道を見つけ出すことができますか。

○委員長 ここで議論をし、そして機構長から文部科学省の担当官とまず話をし、できれば文部科学省の国立大学法人評価委員会の委員長と話をさせていただけるといいのではないかなと思います。

○ 「度胸を持って」という、その言葉でお伝えいただければ一番インパクトが強かる

うと思うのです。つまり、何かリファレンス（提言）がありませんと、こういう話は中に閉鎖してしまうのですね。

● これまでも文部科学省の方は当然であります、同時に大臣や副大臣にもこの活動の位置づけは説明しております。

それから、一方で、イギリスのタイムズ等が出しているランキングのことだけを言うてくる方が多いです。これについて私は、各国立大学についてはそれぞれ特徴を持って動いており、1つの軸の線の中にランキングすることは、全部の特徴を殺すことになるので不可能であって、あるべきではないと説明を続けております。「度胸を持って動いてくれ」というのは、また加えた言葉で伝えられる様に努力いたします。

○委員長 どうぞ。

○ この委員会は、要望書あるいは提言書を提出する機能・権限を持ち得るのでしょうか。先ほどリファレンス（提言）という発言がございましたが、本委員会の活動を通して生みだされた英知を文書としてまとめて、それを提言書あるいは要望書の形で提示することができれば、委員会活動の議事録とは別の形で、この委員会活動から生まれたより高次の成果を社会へ還元できることになるのではないかと思います。

○委員長 基本的にはリファレンス（提言）を作ることが仕事だと思います。だから、我々はスケールをしたのだと思います。そのスケールをちゃんと使ってくださいとは言えると思います。ただし、政策的な提言は、この委員会の構成には多分馴染まないと思います。それは国立大学協会あたりが議論してくれることだろうと思います。我々はせっかくスケールを一生懸命6年間かけて行ったのに、そのスケールの使い方をもう少し工夫してくれませんかというぐらひは、我々の成果品の利用ですから、お願いまたは要求していいのではないかなという気はいたします。

ただ、この委員会が行ったような仕事をもうしなくていいとか、文部科学省がそれをやるとかという話になると、我々が何か文章にして出すことではないと思うのです。スケールを作るということが、あくまでも我々に委ねられた仕事でございます。それ以上の、そのスケールをどう使ってくれるかについて若干不満であることぐらひは言えるかもしれませんが。お前のところのスケールはいらぬよという話になれば、それは国立大学協会が、スケールをあそこに委ねたはずなのにどうなったのかという話を議論していただくことになるのかなと思います。

ですから、一々我々がスケールを自分で解釈して、この大学はここだから、予算は何%

増えなければおかしいなどと言う立場ではないと思います。

● 私自身も、ここへ昨年来て、色々なことをやろうとしても、大変厳しい環境の中にあるなという感想です。

ご理解いただいておりますように、文部科学省に国立大学法人評価委員会があり、そこから基本的には教育研究評価については本機構へ委託するということになっているものですから、実はその尊重という意味を大変重要視して動いて頂くべく、私も文部科学省に伝えたりしているのです。当機構の委員会の意見を尊重してというところを大事にしてくださいということを伝えながら、簡素化という点をどうするかについては、私どもも提案を出して、すり合わせていきます。細かいところは委託事業であると言われると、やはり独立で動くのは違う意向が一方で働いているので難しさがあります。しかし、精いっぱい、文部科学省の委員会で意見として通してもらえるような下働きを、私は今後とも続けていきたいと思っております。国立大学協会にも事情を説明はしておりますが、国立大学協会が提言書を出してくれるかどうかは、そこまで私も頼めません。先ほどの事業仕分けについても、そういう話し合いをしているのですが、向こうの方から提言等を出してただけませんということでした。ただ、私はこの委員会の皆様方の意見をお聞きしながら、裏で動いて支えるというところは、まず間違いなくしていこうと思っておりますので、お話を聞かせていただきたいと思います。

○委員長 「尊重」という言葉の解釈について2回ほど以前の委員会にございました。若干、私自身は異様を感じていたのです。ただ、世の中は動いておりますので、国立大学協会がそういう風に考えるのであれば、昔々の総長や学長のグループが今更言うことではないかもしれません。でも、日本の国立大学というものがどういう独立性を持って挙動しなければいけないかというのは、やっぱり大学の構成として譲れない一線であったということを、今の現役の学長さん達がどこまで理解していらっしゃり、文部科学省の担当者がどこまで理解しているのかと、あの話が出た時におやっと思ったのです。でも、それは昔の学長の感想でございますから、私一人が思ったことかもしれないと思ったのです。親委員会との関係で、当該委員会が子委員会でないことも理解していただいているのかどうかと思いました。この辺については、ついさっきまで国立大学協会の主力メンバーであった梶山先生とか機構長あたりが、国立大学の現学長さん達ともお話ししていただく機会があったらありがたいと思います。もう3代、4代前の我々古いのは出てくる幕ではございません。どうぞよろしく願いいたしたいと思います。

どうぞ。

○ この第2期の改善点で暫定評価は実施しないということになっているようです。私どもは、暫定評価はおかしいと言いながらも、次期の目標を作る時にはむしろ暫定評価の方が大事で次期目標に間に合わないからということで、暫定評価が本試験だと大体思ってきたのです。今度は暫定評価はやらないで、6年後の28年度にのみ実施するとなったのですが、これは次の中期目標作成との絡みでどんなことを考えているのか、おわかりだったら教えていただきたいのです。

● この点については、私ども、第1期目と似たような形で考えております。

それから、もう一つは、以前大学にいた人間といたしましては、ようやく第1期目の評価において、色々な大学のデータが本部やその中のセンター等に一元化されてきたところだと思っているのです。そのデータを集めるのに現場ではかなりの時間が取られたということも事実でして、本来はなければいけないデータがなくて必要以上の時間がかかったというところに困っております。ずっと訴えているのですが、間をあけたまま行きますと、年度評価さえもいい加減になり、また暫定評価が急遽なくなったという通達があり、6年後に確定評価が突然来たら、データがきちんと毎年更新されて集まるのだろうか、という心配をしております。

もう一つは、私どもが今考えておりますのは、これからの議論であります。特記的なことについては分けて評価していった方がいいのではないかと考えています。一気に6年目にここに集まってきても大変な作業になりますし、大学も大変でありますので、また詰めて話し合いをしていこうと思っております。文章的には間違いなく暫定はやらない、これは突如出てきたところであり、中期目標期間終了後に行うことについては、簡素化をどうするかということを含めて今からの議論になってくると思います。

○委員長 私も最初この案を見た時に驚きました。次の第3期の国立大学の予算はどうやって、誰が決め、その時の基準は何だろうかと思いました。もしかしたら一番基本的な部分が、もう要らないと言われたのとほとんど同じ表現かもしれません。

例えばイギリスの場合ですと、一遍にやりません。だんだんずらして行っていき、あとは挟み込んでいって、それを常時見ている文部科学省だと教育委員会のようなものだと思いますが、そこで多分3人ぐらいで見ていると思うのですが、まずければその人の責任なのです。科学研究費の配分でもある日一斉に出させて一度に決めることをしないで、ある枠があったら、いい人が卒業していったら次の人に配分するようにするとか、こうすれば

もっと丁寧に見えるだろうし、そんなこともできないのかなと議論した記憶がございます。これは、やはり年度予算に縛られているから難しいのでしょうか。ですから、そんな議論を今日ここでも仕方ありませんので、国立大学協会でも議論してもらおうことのご提案をしたいと思います。直近の両学長がいらっしゃいますから、国立大学協会の幹部とお話しただけませんか。その上で文部科学省とまた色々ご相談いただけるとありがたいなと思います。

他にご意見、ご提案はございますか。

○ 私は今、事業仕分けについて聞きながら連想したのは、逆説的ですがけれども、同じ国費を投入して運営している厚生労働省所管の国立病院機構と国立大学附属病院が事業仕分けの対象になさらぬのかなと考えていました。また、教育研究で切り口を作って、附属病院とその中で行われているものは別にして、文部科学省の国立大学法人評価委員会が評価するという仕分けをしておられるようで、それではいけないのではないかという気持ちで以前はお話ししました。何か調査とか色々なお話を頂戴しましたが、その後はどうなりましたか。

○委員長 何かございますか。

● 今のご質問の件については、文部科学省に話をいたしました。しかし、ここはあくまでも、大学評価・学位授与機構は教育研究についての法人の評価をしてもらいたいということでした。国立大学法人の附属病院や附属学校の評価については、財務等も含めて別のところできちんとやるということでした。これは残念ながら私の力不足でもあろうかと思えますけれども、当機構では合わせて評価というところまでいきませんでした。最終的にはご存知の様に、国立大学法人評価委員会全体で見て、それを統合して見るということでもあります。

○ ありがとうございます。恐らくそういうことだろうと、もちろん思っていましたし、仕方ないとは思うのです。しかし仕方ないと諦めてしまうのは簡単ですけど、そういった仕分けや分類をしながら、ここに限ってだとか、この場合は限らないという、任意なまたは随意なといいたいまいしょうか、固まりを作って評価、あるいは予算化するなりを今後も繰り返していくのですか。

そうなりますと、行政機構の中で切り分けられたものとして日本の保健医療を見ますと、これは全く違うところから同じような目的に対して、それぞれ似たようなことをやっているのだけれども、実は袋を変えてお金が入ってきている。この文中にも臨床医学はなっと



らんと書いてあります。そんなことを言われかねない、あるいは言われ続けてもいいのかという話なのです。やっぱり、教育研究そのものなのです。少しは真摯にといいましょうか、切り直しをしてもいいのではないかという気持ちを私は持ち続けています。今の答えは答えとして頂戴いたしましょう。

○委員長　　どうしたらいいでしょうか。例えば、医学部でも学部の学生数が少ないのに、医学部と名前のついた私立大学の附属病院がたくさんございます。それと国立大学ですと、大体、一大学一病院が普通の構成なので多分違うのです。でも、それを国公立一本だという大学の括りでいきますと、病院経営を中心に行っているような医学部みたいなものもないわけではないと思うのです。10近くの附属病院を持っている大学はたくさんあり、それを同じ十把一からげに議論されると、病院経営が中心の大学、もちろんそこで医学教育もしているのしょうけれど、先生がおっしゃったようなことが多分あると思います。それを文部科学省はちゃんと認識しているとは思いますが、この時代、一生懸命経験を持っている官僚の意見を聞いてくれない政治家もいないわけでもない様な気がします。その辺をどの様に見ていったらいいのかは、国立大学協会でも私立大学にまで口を出せませんから、これはなかなか難しい話になります。

○　これはあまり深まる議論でもありませんので、それで結構です。ただ、やっぱり操正しくいきたいと私は思います。結局、原理的に診療、教育、研究と3つ言いますけれども、三位一体の区別がつかないままという歴史を未だに抱えておいでです。そして、教育研究から見る我々と、裏側から見た医療保険というジャンルは裏表の関係で、お互いの問題を干渉し合って引きずっているのです。だから、大きな話になるので簡単な問題解決ではありませんが、例えば、もしサイエンス・アンド・アートに日本が懸けるのであれば、偏重したものとしてそこから見てみるとか、言うなれば社会実験みたいなものを持ってきてもいいのではないかという感じがいたします。

○委員長　　ありがとうございます。どうぞ、先生。

○　大学病院は医療にかかわる教育の中で学部教育や卒後臨床研修教育に強くリンクしております。したがって、大学病院を抜きにして医学部教育を扱うことは、良医を育成するための教育の連続性という観点からみた場合には必ずしも適切ではないと思います。

診療能力に関わる教育は、学部教育の段階でも大学病院で行われていますが、更に卒業後に2年間の義務的な初期臨床研修があり、卒業生の一部はこの初期研修を終了した後に大学院へ入学いたします。一方、多くの医師は初期研修を終了すると大学附属病院あるいは

は他の教育研修病院でさらに4年前後の専門医教育を受けています。良医を育成するために大学法人が行っているこの一連の連続した医学教育を、本委員会が扱う学部教育あるいは大学院教育の枠組みとどういう形で関連させながら扱うべきかは確かに難しい議論になるかもしれませんが、本来であれば大学病院の教育機能も併せて取り上げるべきであったと思います。

私の記憶では、確かこの委員会はある種の独立性を持っているということ、最初のころに伺っていたように思います。大学病院に関わる問題についても、この委員会から何かあるべき姿に関するふさわしい提言がなされても良い気がいたします。

○委員長　ありがとうございます。本委員会は、もう2回ございますので、副委員長や機構長ともご相談をして、何ができるのかということも考えてみます。日本の大学の構造は、こんなに大学があるのに、ちゃんとしたクラシフィケーションもされていません。アート・アンド・サイエンスとプロフェッショナルスクールの切り分けも明確でもありません。それらが違う仕組みを持っているというあたりも本格的に議論しないといけないのに、中央教育審議会ですそれを議論されたということは聞いたことがありませんので、そんなこともこれから大事になってくるのかなという気はしております。

これで終わりということでよろしゅうございましょうか。どうもありがとうございました。

— 了 —